

特定非営利活動法人(NPO) 山形県サッカー協会スポーツ医学委員会規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 本委員会は、(NPO)山形県サッカー協会（以下「協会」という）細則第10条に基づき、スポーツ医学委員会(以下「委員会」という)の組織・運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局)

第2条 本委員会の事務局は、山形県山形市若宮四丁目5番14号メゾンドシャルム101号室 協会内におく。

第2章 事 業

(事業)

第3条 本委員会は、次の事業を行う。

- 1) 協会の事業における医事活動の支援。
- 2) サッカー競技の障害予防を目的とした啓発活動。
- 3) サッカー競技に際しての帯同、初期診療活動。
- 4) その他、委員会の目的を達成するために必要と認められる事業。

第3章 組 織

(組織)

第4条 本委員会は、医療に従事する経験を有し、本委員会の目的に賛同するもので委員会の承認を得た個人をもって組織する。

第4章 任 務

(委員の任務)

第5条 委員は、本委員会の目的遂行に協力し、本委員会の議決に従う義務を有する。

第5章 役 員

(役員)

第6条 本委員会に次の役員を置く。

委員長 1名。

副委員長 若干名。

会計 1名。

(役員を選出)

第7条 委員長は、委員の互選により選出される。

第8条 副委員長・会計は、委員長が任命する。

(役員の職務)

第9条 委員長は、本委員会を代表し、会務を統括する。

第10条 副委員長は、委員長を補佐し、会務を掌理する。

第11条 会計は、本委員会の事業にかかる財務を掌理する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2カ年とし再選を妨げない。ただし、任期途中で交代した場合は前任者の残任期間とする。

第6章 会 議

(会議)

第13条 本委員会は、定期委員会を開催し、下記の事項を審議する。

- 1) 事業に関すること。
- 2) 規程の改廃並びに変更に関すること。
- 3) 役員・委員の任免に関すること。
- 4) その他、本委員会の運営に関して必要と認めること。

第14条 臨時委員会は、委員の発議がある時、および委員長が必要と認めるときに随時開催することができる。

附 則

本規程は、令和4年6月1日より施行する。